

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 経済部中央卸売市場
令和7年度分 必要に応じて令和8年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和8年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和8年5月27日～令和8年7月22日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

面積割使用料の過年度未収金は、令和8年3月末現在で75件、2,620,730円であり、前年度末と比較して16件、671,304円の増である。

水道使用料の過年度未収金は、令和8年3月末現在で11件、1,155円であり、前年度末と比較して1件、105円の減である。

電気料の過年度未収金は、令和8年3月末現在で52件、283,917円であり、前年度末と比較して10件、16,416円の増である。

このうち、施設使用料（面積割使用料）には、破産手続終結決定がされ、清算が終了し、商業登記の記録が閉鎖された法人に係る533,804円が含まれていた。当該債権については、令和7年度決算において不納欠損処分を行い、貸借対照表の未収金から減額すべきであったが、未収金として計上されたままとなっていた。

今後は、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。また、破産法人に係る債権については、破産手続終結、登記閉鎖、配当の有無等を確認した上で、不納欠損処分及び未収金の減額を適正に行われたい。

(2) 適正な事務執行について

下記のア及びイに掲げる事案において、法的関係、財務上の処理及び意思決

定手続の整理が十分でないものが認められた。今後は、同種の事案の初期段階においてこれらを速やかに整理し、必要な権利保全措置等を講じるとともに、地方自治法その他の関係法令等に基づき、適時かつ適正に事務を執行されたい。

ア 電気の動力回路の誤接続により、長期間にわたり仲卸業者 2 者の電気料金に過大請求及び過少請求が生じていた。

本件電気料金は、各月分を翌月に納入させる運用であり、各月ごとに独立した債権又は債務として成立する。このため、誤請求が判明した後は、各月分ごとの時効完成時期を整理し、請求、返還、催告、合意書の締結等、必要な権利保全措置を速やかに講じる必要があった。

しかし、市場において、誤請求額の把握後、全店舗点検等が行われる中で、料金精算及び時効管理に係る対応が遅れ、債権債務の管理に課題が認められた。

イ 停電事故後の復旧に当たって、市が契約主体となって復旧工事を実施し、その費用を支出した上で加害者に損害賠償を請求するか、又は加害者による施工を損害賠償債務の履行として位置付けるため、あらかじめ市と加害者との間で必要な法的整理を行うべきであったところ、加害者と施工業者との契約により復旧工事が実施されていた。

この結果、市は復旧工事に対する法的コントロールを十分確保しておらず、また、本来発生した復旧費用及びこれに対応する損害賠償相当額が会計上明確に表れない構造となっていたことから、財務上の透明性及び説明責任の観点からも適切とはいえない。

「事故解決に関する承諾書（免責証書）」は、対外的には市として示談又は免責の意思表示がなされたものとして取り扱われる。

しかしながら、当該文書は中央卸売市場長の決裁により処理されており、岐阜市事務決裁規則において市長決裁事項とされる和解に関する意思決定について、適正な権限者による手続がなされていなかった。

（３）適正な公用車の管理について

道路交通法第 74 条の 3 第 2 項は、安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わ

なければならない旨規定し、道路交通法施行規則第 9 条の 10 第 6 号及び第 7 号の規定により、安全運転管理者に、運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその結果の記録が義務付けられている。

また、「安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について（通達）」（令和 6 年 12 月 27 日付け警察庁丁交企発第 352 号ほか）の 2(5) より、酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」という。）に酒気帯び確認を行わせることは差し支えないとされている。この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者とする者を指定した上で、当該指定した者に対し、指導・教育を行うことにより、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要である旨規定されている。

なお、安全運転管理者が設置されない課又は所においては、公用車管理者が、安全運転管理者の職務を行う旨規定している。

令和 7 年度、中央卸売市場においては、中央卸売市場長を公用車管理者に任命している。

しかしながら、公用車管理者である中央卸売市場長以外の者が、酒気帯びの有無の確認及びその結果の記録を行っていた。

今後は、道路交通法、道路交通法施行規則及び岐阜市公用車管理規程を遵守し、適正な公用車の管理に努められたい。